

九州大学「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度 AI 人材育成プログラム
(K-BOOST)

【2026 年度追加募集】募 集 要 項

1. 趣旨

九州大学では、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「次世代 AI 人材育成プログラム」事業に『「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度 AI 人材育成プログラム』(以下、「K-BOOST」)として、採択されました。K-BOOST では、我が国に必要とされている、新たな基盤理論・技術を構築できる人材(高度 AI 基盤人材)と、それらの原理を理解した上で様々な分野の課題に応用できる人材(高度 AI 応用人材)を育成します。そして育成に際し、両人材を随時交流させ、共進化させることを目指します。

我が国は本プログラムに関して、「将来的に次世代 AI 分野を開拓・牽引していこうという志と能力を持つ学生を支援の対象とする」ことを求めています。さらにルールとして、支援期間中に、ご自身の AI 研究の学会発表や論文発表が必須とされています。したがって、選考に際しては「**ある程度の AI 研究の経験が既にあること**」、そしてその研究も「**『一般的な AI 技術を単に利用したレベル』に留まらないこと**」を重視します。ご注意ください。

2. 申請資格

K-BOOST に申請できる者は、次の1から5までの要件を全て満たした者としてします。

1 次に掲げるいずれかに該当する者

- (1) 2026 年4月に、標準修業年限3年(もしくは4年)の博士課程1年次に正規の学生として入進学する予定の者
- (2) 2026 年4月に、標準修業年限5年の一貫制博士課程3年次に正規の学生として編入学、進学する予定の者

2 本プログラムの趣旨を理解し、定められたカリキュラム(必修4科目を含む)を積極的に受講し、かつ、自らの能力と可能性を高めようとする者

3 プログラム修了後、培った能力を発揮し、**我が国の科学技術・イノベーションの未来を拓くことに寄与する意欲を有している者**

4 2026 年4月1日において、次のいずれにも該当しない予定の者

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
- (2) 国費外国人留学生制度等による支援を受ける予定の者(現在支援を受けている者を含む)
- (3) 母国からの奨学金等の支援を受ける予定の外国人留学生
- (4) 国、民間団体等(以下「国等」という。)から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
- (5) 本学や企業等から、又は自身が起業し、240 万円を超える給与及び役員報酬等の安定

的な収入を得る予定のある者

(注)所属企業等より年間 240 万円を超える金額を受給可能な制度がある場合も含む。

- (6) 本学の他の教育プログラムからの支援を受けている学生が、本コースへの参画にあたり、当該プログラムからの承認を得られる見込みのない者

(注)独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の奨学金と研究奨励費との併給は可能。

ただし、本プログラムに採用された場合、第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除制度」への推薦は不可となるため、留意すること。

- (7) 休学予定の者

- 5 標準修業年限内で、博士課程を修了見込みの者

注意：九州大学大学院マス・フォア・イノベーション連係学府に所属する者は、応募の前に同学府事務局に必ず連絡すること。

3. 支援期間

標準修業年限内

博士課程入進学時に配付された学生証前面に記載のある有効期限まで

(例:2026年4月時点で、3年制博士後期課程1年生の場合、最長で3年間で支給期間)

※支援開始は九州大学大学院博士課程に入進学後となります。

※別紙2記載の研究奨励費の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなることがあります。

※長期履修制度を利用した場合であっても、支給期間の延長は行われません。

4. 支援額

研究奨励費:年額 381 万円(月額 317,500 円)

研究費*:年額 9 万円

授業料:半額免除

※本研究費は、本プログラムにおける申請者自身の独自の発想に基づく、次世代 AI 分野の研究開発を支援するために配分されるものです。

5. 申請手続き

- (1) 指導教員との相談

- ・ 申請にあたっては、指導教員と相談の上、**必ず指導教員の承諾**を得てください。そして、指導教員に「評価書」の作成と提出を依頼してください。
- ・ 指導教員は、本応募要領を熟読の上、申請者の適性を判断してください。
- ・ 指導教員は次の点にも留意してください。「本プログラムは、他国の後塵を拝している我が国の次世代 AI 分野の研究力・産業競争力の強化に向け、次代を担う博士後期課程への進学者を増やし、より多くの次世代 AI 分野の高度研究人材を育成するために実施

されるものです。留学生を支援する場合は、いかにして**国家戦略分野**におけるイノベーション創出や**我が国**の産業競争力強化に貢献するか十分に説明してください。」
「選抜学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提であり、当該学生の修了後の進路等も中間・事後評価等の対象となります。」(下線部はJST公募要領およびFAQより抜粋)したがって、修了後に我が国に貢献する意思を確約できる者をご推薦ください。

(2) 学生が準備する書類と提出

① 申請書

以下の URL より申請書様式を取得し、必要書類を作成してください。

https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/aXJtgumI9m7N7ayp7T2ablGaNL_uoeEinr0iQAzw-NEf

② 成績証明書(修士)

③ **卒業論文/学会発表論文の PDF ファイル**

- これまでに実施した AI 関連研究のエビデンスとして、卒業論文もしくは学会発表論文等を提出すること。
- 日本語・英語以外の言語で書かれている場合は、翻訳ソフトウェアを使ってもよいので、日本語・英語に翻訳したバージョンも提出すること。
- 選考においては、上述の通り、「ある程度の AI 研究の経験が既にあること」、そしてその研究も『一般的な AI 技術を単に利用したレベル』に留まらないことを重視する。

準備した①申請書、②成績証明書、③学術論文を、1つの PDF ファイルに変換の上、申請書提出先 URL から提出してください。提出するファイル名は「申請者氏名」とすること。

[提出期間] 2026年3月4日(水)～3月9日(月)正午

[申請書提出先] <https://forms.office.com/r/HEBJagmmmW>

申請期間を過ぎての書類の提出や修正は、一切認めません。

(3) 指導教員による評価書の準備と提出

指導教員は、以下の URL より評価書様式を取得し、評価書を作成してください。

https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/aXJtgumI9m7N7ayp7T2abIGaNI_uoeEinr0iQAzw-NEf

評価書の作成にあたっては、(1)で述べた「適性」や「我が国への貢献」について、特にご留意ください。

作成した評価書を、**指導教員自ら**、PDF に変換の上、以下の評価書提出 URL から提出してください。提出するファイル名「学生氏名_評価書」

[提出期間] 2026年3月4日(水)～3月9日(月)正午

[評価書提出] <https://forms.office.com/r/SS5gn9wmjV>

申請期間を過ぎての書類の提出や修正は、一切認めません。

6. 選考の観点と流れ

本プログラムの支援対象となる「我が国の科学技術・イノベーションの未来を拓く、将来的に次世代 AI 分野を開拓・牽引していこうという志と能力を持つ優秀な志ある博士課程学生」を、以下の観点に基づき選考します。

[選考の観点]

- (1) 「**ある程度の AI 研究の経験が既にあること**」、そしてその研究も「**『一般的な AI 技術を利用したレベル』に留まらないこと**」が、提出されたエビデンス(卒業論文・学会発表論文)によって明確に理解できること。なお、これらの観点は、本プログラムについて我が国が定めた以下のルールに基づく。
 - (a) 学位取得後に次のような高いレベルでの AI 人材となること。「ただ単に AI を使うだけでなく、AI エンジニア・データサイエンティストとしてのスキルを持ち、これを駆使して、ご自身の研究を遂行するレベル(プログラミング、機械学習・アルゴリズム、データベース、数学・統計等のスキル)」「進化の著しい AI 技術をキャッチアップし、最適な AI をご自身の研究に導入できるレベル」「AI の発展や他の研究に展開できるレベル」。
 - (b) 支援期間中に、ご自身の AI 研究の学会発表や論文発表を必ず行う。
- (2) 博士課程修了後も、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接かかわる志、能力を有することを前提とし、次世代 AI 分野を開拓・牽引していこうという志と能力をもつこと。
- (3) 自身のキャリアプランや将来設計、我が国の科学技術・イノベーションに対してどのように直接的に関わるのか、具体的な展望が示されていること。
- (4) 申請書において、自身の博士論文研究における課題設定に至る背景と研究目的が、専門外の研究者にも判るように示されており、かつその着想が優れていること。今後実施する研究の方法についても、オリジナリティ(特に「一般的な AI 技術を利用するだけではない」)があり、研究課題の今後の展望が示されていること。

- (5) 自身の研究遂行力の自己分析(強み・今後研究者として発展するために必要と考えている要素)をふまえ、K-BOOSTとして計画する自身の独自の研究について、具体的な構想を有していること。学際的な融合研究についての構想であればなお良い。
- (6) 自身の研究計画および研究指導に基づく学位論文の作成と本プログラムの双方を標準修業年限内(支援期間内)で修了できる見通しがあること。

[選考の流れ]

- (1) 選考は、申請書に基づき書面による審査を行います。
- (2) 書面審査の合格者をK-BOOST生として採用します。

7. スケジュール^(注1)

3月 4日(水)～3月9日(月)正午 申請書・評価書・成績証明書・卒業論文等 提出期間

3月 10日(火)～ 書面審査の実施

3月 24日(火) 結果発表予定^(注2)

(注1) 日程は予定であり変更になる可能性があります。

(注2) 申請時のメールアドレス宛に通知します。

8. 採用人数

若干名

9. カリキュラム

K-BOOSTにおいては、別紙1のカリキュラムを提供します。カリキュラムには、次の**必修4科目**も含まれます。応募時にはこれらを履修する義務があることを十分理解し、出願してください。

- ・ 創発科目 A
- ・ キャリア開発講座
- ・ AI 共創型越境科目
- ・ AIリサーチプロポーザル

10. 採択された学生の義務

K-BOOSTに採用された者は、次の1から8までの義務を全て満たす必要があります。

- 1 本プログラムにて提供するカリキュラムにおける**必修4科目をすべて履修**すること。
- 2 **支援期間中に、自身の AI 研究について、学会発表や論文発表を行わなければならない。**
(情報系学会での発表が非常に望ましい。) 発表した場合は、事務局に発表論文を送付すること。なお、**修了予定半年前の時点で、発表の目途が立っていない場合は、いかなる理由があっても、その時点で支援を中止とするので注意のこと。**(ただし、「当該論文誌が査読中」もしくは「既に論文を投稿したが、不採録となってしまった状況」であれば「目途は立っている」と

見なす。)

- 3 あらかじめ定めた自身の研究計画に基づき、学業及び研究に努めなくてはならない。
- 4 毎年度、研究の進捗状況について、事業統括に報告するものとする。なお、事業統括が求めた場合には、研究の進捗状況について必要な報告を行わなければならない。**カリキュラム履修状況や研究進捗状況に問題があると判断された場合、支援中止となる**ので注意のこと。
- 5 研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。
- 6 本学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 7 研究成果を発表する場合、本事業により助成を受けたことを表示しなければならない。
※論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例 (Grant No.は JPMJBS2406 です)
【英文】This work was supported by JST BOOST, Japan Grant Number JPMJBS2406.
【和文】本研究は、JST 国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(博士後期課程学生支援)JPMJBS2406 の支援を受けたものです。
- 8 育成効果(特に、我が国への貢献度など)の検証の為、本プログラム修了後、10 年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

11. 氏名等の公表

K-BOOST に採用された者は、2026 年4月に SPRING ホームページおよび九州大学 HP (BOOST のホームページ)でその氏名を公表します。

12. 指導教員・学府教員の協力・責任

本プログラムにおいては、指導教員および当該学府(専攻)教員に、プログラム生の育成に対する責任と協力を求めます。

- 1 指導教員は、プログラム生の K-BOOST カリキュラムの受講やプログラムにおける研究活動について理解し、その活動について予算管理等を含めて支援する。
- 2 指導教員ならびにプログラム生の所属する学府(専攻)教員は、創発科目 A におけるオンラインディスカッション、意見交換会に積極的に出席し、プログラム生の意見交換や分野融合研究を活性化するとともに、所属の異なる学生に対してもメンターの役割を果たす。
- 3 申請時に確認した「博士修了後の我が国への貢献」について、責任を持って監督すること。
- 4 指導教員は本事業で求められているプログラム生のポータビリティ(所属元の変更)担保について理解し、協力する。
- 5 K-BOOST によりプログラム生に支援される研究費奨励費及び研究費は、プログラム生による 独自の発想に基づく、次世代AI分野の研究開発を対象として支給され(下線は公募要領抜粋)、教員の研究あるいは教員の示唆による博士論文研究そのものを支援する趣旨ではないことを理解すること。

13. 支援開始後の継続審査について

- 1 毎年度末に、継続審査を実施し、次年度の継続可否を判断します。
- 2 科目取得状況や年次報告書等の内容を鑑み、継続の可否を審査します。
- 3 各種書類の提出状況等も審査内容に加味します。

[基準]

- 1 年目審査: 必修2科目(創発科目 A と他1科目)取得済であること。
- 2 年目審査: 必修3科目取得済であること。
- 3 年目審査(修了判定): 必修4科目取得完了していること。また、自身の AI 研究について、学会発表もしくは論文発表を実施済みであること。

ただし、各年に基準以上の科目を取得する事を妨げません。

例えば、1年目に修了要件の科目を全て取得しても差し支えありません。

※上記の審査基準を満たさない場合、特段の事情がないかぎり、**次年度以降の支援は打ち切られる**ため、十分注意ください。

【募集等に関する問い合わせ】

学務部 次世代研究者挑戦的研究プログラム窓口

E-mail: jisecho@jimu.kyushu-u.ac.jp

※選考過程や審査結果、評価等についてのお問い合わせには、お答えできません。

K-BOOST基本カリキュラム

科目名	概要
創発科目A	Web上に構築したMIRAI-SDGsプラットフォームに、各人の研究情報ページを作成（研究概要・A4サマリ・3分動画掲載・該当SDGs記載）（原則、全て日英で作成すること）し、各研究情報ページを閲覧、共同研究などを視野に、自発的な意見交換をSlack上の各チャンネルにて実施する。
AIリサーチプロポーザル	AIリサーチプロポーザルとは、二人一組を基本として基礎・応用両人材を議論させ、両者の共同研究トピックを提案させるものである。この分野を越えたオープンな取り組みにより、最新基盤技術が応用分野に伝播すると同時に、最新の応用ニーズが基盤分野に伝播することになる。
キャリア開発講座	「博士修了者に期待される力」などのテーマにて、企業の研究所長やマネージャークラスによるセミナーやパネルディスカッションを開催。その他各ユニットにて開催されるキャリア開発に関わる講演会等に参加し、レポートを提出する。
AI共創型越境科目	現代の博士課程人材には、学際的な共同研究を行うことが求められている。一方で、自身の専門分野を抜け出して、学際的な共同研究を実現することには大きな困難が伴う。そこで、本科目は、「院生融合プロジェクト」（K ² -SPRING生選択科目）や「AIリサーチプロポーザル」（K-BOOST生必須科目）等の科目への架け橋となるように設計されている。受講生は、AIによる研究情報（キーワード・関心等）の分析結果も参照しながら、共同研究候補者と出会い、学術的・社会的意義のある学際的研究課題の発見・発展を行う。なお、本科目は、K ² -SPRING生とK-BOOST生という2つの博士課程支援プログラムの学生が出会う「共鳴場」として機能することが大いに期待されている。

K-BOOST 採用後における研究奨励費・研究費の支給停止等について

1. 研究奨励費の支給停止・取消・返還

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合は、研究奨励費等の支給及び支出を停止、またはプログラム生の資格を取り消す。
 - (1) 募集要項2. 申請資格4のいずれかに該当する場合
 - (2) 休学若しくは退学、又は除籍となった場合
 - (3) 出産、育児等の事情により、事業統括が特に配慮が必要と認めた場合
 - (4) 死亡した場合
 - (5) 懲戒処分を受けた場合
 - (6) 毎年度実施する支給継続審査において、事業統括がプログラム生の義務を履行していない、研究奨励費の受給者として不適格であると認めた場合
 - (7) 学業及び研究に専念しない、提出物の提出期限を守らない又は性行が不良である等、プログラム生として不適格であると認めた場合
 - (8) 日本国政府による日本への入国制限、疾病等の影響による移動制限等により、プログラム生が入国できていない場合
- ② 停止又は取り消された研究奨励費が既に振り込まれていた場合、又は、既に支出されていた場合には、当該プログラム生は速やかに研究奨励費を返還しなければならない。
- ③ 既に支給した研究費に、研究奨励費等の支給停止又は受給資格の取消が行われた日の翌日以降の研究に係る経費が含まれていた場合は、当該プログラム生に対して当該経費の額について返納を請求し、当該プログラム生は速やかにこれを返納しなければならない。

2. 研究奨励費の支給再開

研究奨励費の支給を停止した者について、支給停止事由が消滅し、受給を再開することが適切であると認められた場合には、支給を再開することがある。

K-BOOST 採用後、研究奨励費受給に伴い必要となる手続き

研究奨励費(月額 317,500 円)は雑所得として課税対象となる。その為、研究奨励費の受給に伴い、①税金 ②保険 ③年金 等の手続きが必要となる。各納付額は、前年(1月1日～12月31日)の所得額が関係し、本プログラムでは、1年目の受給総額よりも2年目以降の受給総額が高くなるため、1年目と2年目以降の納付額が異なることに留意すること。

1 税金

(確定申告)

・研究奨励費は雑所得として課税対象となるため、学生自身が、確定申告を行い、「所得税」を納付する義務がある。

※「奨学金」ではないため、非課税所得ではない。

※授業料などの研究に要した費用は、必要経費として控除可能。

※確定申告を行うためには、収支状況の記録、領収書等の証拠書類の保存が必要となる。

・確定申告の詳細については、国税庁のホームページを参照すること。

(住民税)

・課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある。

・住民税は、地方自治体が税額を計算して納税者に通知する賦課制度のため、納税通知書に従い納税すること。

(租税条約)

・留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。採用後、該当学生には個別連絡を行う。

2 保険

・被扶養者として、家族の健康保険等に加入している場合、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、学生自身が、国民健康保険に加入する必要が生じる(年額 130 万円以上の恒常的収入を得ることとなった場合)。

・扶養義務者(家族等)の職場などにおいて、扶養手当等の取扱いや手続きについて確認するよう、扶養義務者に伝えること(その際に、必ず研究奨励費は、税法上の雑所得である(非課税所得ではない)ことを伝えること)。

・国民健康保険への加入手続き・保険料については、市区町村によって異なるため、居住する市区役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

3 年金

- ・日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての人、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられている。
- ・学生は、前年の所得が一定以下*の場合は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があるが、研究奨励費の受給により「学生納付特例制度」の対象外となった場合は、国民年金保険料の納付義務が発生する。
- ・具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市(区)役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

*本人の前年の所得が一定以下

目安:128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

税金・保険・年金にかかる手続き詳細については、専門窓口にご相談すること。

募集に関するよくある質問<K-BOOST>

2026/01/20

質問事項		回答
〈申請について〉		
1	現在他大学の修士課程に在籍しており、2026年4月より九大博士課程に進学予定です。申請は可能でしょうか？	申請可能です。
2	社会人学生（社会人経験があった者を含む）や年齢の制限はあるのでしょうか？	本プログラムにおいては、質問のような制限は設けていません。ただし、年間240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者については、申請することができません。
3	社会人学生が、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は、申請できるのでしょうか？	本プログラムでは、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は、申請することはできません。
4	財団法人等が実施する奨学金を受給している場合、または、民間企業等で年間240万円以下の収入がある場合は、申請できるのでしょうか？	財団法人等の奨学金受給者は、財団法人等が奨学金と本学が支給する研究奨励費等の併給を認めているかどうかを確認してください。財団法人等が併給を認めていない場合は、申請することはできません。また、収入基準額は安定的な収入合計が年間240万円です。次の場合は、申請可能です。 ・収入が年間240万円以下である。 ・収入が年間240万円を超えるが、アルバイト等のみの収入合計である。
5	年間240万円を超える安定的な収入とは具体的にどのような収入ですか？	安定的な収入とは、給与及び役員報酬等の安定的、固定的な収入のことです。アルバイトやパートタイム、非常勤、TA・RAなどの給与および有償インターンシップも安定的な収入に含まれません。例えば、明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケース（会計年度職員等）については、支援できない場合もあるため、個別に判断します。必ずSPRING窓口へご相談ください。

6	申請にあたって、収入に関する証明書等の提出は必要でしょうか？	申請の時点で、収入に関する証明書の提出を求める予定はありませんが、申請書に収入状況を記載ください。なお、プログラム生となった後、申請書の記載事項に虚偽があった場合や、社会人学生となり、年間240万円を超える安定的な収入を得ることとなった場合は、プログラム生としての資格を喪失することとなりますので、速やかにSPRING窓口へお申し出ください。
7	申請に成績証明書の提出が必要ですが、提出期限までに証明書の取得が間に合いません。どうしたらよいですか？	成績証明書の代わりに、証明書発行を依頼したことが客観的にわかる書類を提出してください。成績後証明書を入手した後、速やかにSPRING 窓口までメールで提出してください。
8	高専出身者の成績証明書ですが、高専本科と専攻科の両方必要でしょうか？	はい、両方必要です。
9	修士課程と博士課程で指導教員が異なります。評価書はどちらに依頼すれば良いでしょうか？	博士課程の指導教員に評価書の作成を依頼してください。尚、評価書を作成した先生に、あなたの研究費を管理して頂く事になりますので、その点、先生に承諾をもらってください。
10	申請書に記載する研究計画は、自身の博士論文の研究とは異なる AI 関連の研究という認識で間違いはないでしょうか？	間違いございません。博士論文研究ではない、ご自身のアイデアに基づく独自の AI 関連研究内容をご記載ください。
11	AI に関連する研究の定義とは何でしょうか？	ご存じのように AI と称される研究分野は日々広がっており、これを特定の定義で確実に表現することはできません。広義には、文字通り「人工的に知能を実現するための研究」ということになるでしょう。 なお、JST は対象を「AI 分野及び AI 分野における新興・融合領域」としており、特に後者は「様々な学術分野の課題特性に特化させることで生まれた新しい AI」を意味すると判断します。
12	「我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる」とはどの程度のことを指していますか？	我が国の大学や官公庁（基礎研究を含む）、あるいは産業界（企業等）において、博士課程で培った能力を発揮し、将来的に我が国の

		科学技術・イノベーションに貢献する研究・活動に直接携わることを指します。
13	海外で研究を行い論文という形で日本の科学技術に貢献することは「我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる」ことになりますか？	海外機関で研究を行い、論文発表することは、本事業で求められている「我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる」こととはみなされません。
14	海外での経験や知見を日本に持ち帰る場合、「我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる」ことになりますか？	募集要項に記載されていますように、プログラム修了後10年間は国による追跡調査がなされます。すなわち、10年間は日本国の研究機関や企業等において、直接的にイノベーションに貢献することが求められるプログラムです。 一方、例えば海外での博士研究員等を経た後、10年以内に我が国で新たなイノベーションの創造に寄与される場合には、直接的な貢献と判断されます。
〈経済支援について〉		
1	支給開始は何月からになるのでしょうか？	博士課程進学後の4月より、支援を開始します。研究奨励費等の支給開始は5月（又は6月）を予定しており、4月からの積算分を支給します。 ただし、支援開始時に日本国内にいない場合は、支援開始月が異なることがありますので、ご注意ください。
2	授業料免除ですが、別途入学金・授業料免除申請を行う場合も、一括して半額免除になりますか？	一括して半額免除になるのは授業料のみです。 入学金免除：ご自身で申請を行う場合は、その判定結果に従ってください。 授業料免除：ご自身が在籍予定の博士課程標準修業年限が満了する学期まで、授業料半額を免除します。但し、予算措置の状況等により支援内容の変更を行う場合があります。 なお、授業料免除（独自制度）申請を妨げるものではありません。授業料免除（独自制度）審査の過程で、特に経済的困窮度が高いと判定された方については、全額免除判定となる場合があります。ご家庭の事情により経

		<p>済的困窮度が高いと思う方は、授業料免除（独自制度）を申し込んでください。</p>
3	<p>採用2年目以降に、学振DC2の特別研究員に採用された場合、どうなるのでしょうか？1年目の支給分を返還する必要がありますか？</p>	<p>日本学術振興会の特別研究員はK-BOOSTと重複受給することができませんので、どちらを受給するか、ご自身で選択していただく必要があります。なお、DC2を選択した場合であっても、1年目の支給分を返還する必要はありません。</p> <p>また、K-BOOST生として初年度に支援された方には、DC2になられた後も、引き続きK-BOOST生として活動を継続されることを期待します。</p>
<p>〈採用後について〉</p>		
1	<p>「長期履修制度」を申請する予定があります。審査に影響はあるのでしょうか？また、支援期間を考慮いただけるのでしょうか？</p>	<p>審査に影響はありません。</p> <p>ただし、K-BOOSTの支援期間は、募集要項に記載のとおり標準修業年限である3年間（4年制の場合は4年）のみで、延長されませんので、ご留意ください。</p>
2	<p>必修科目のキャリア開発講座は、伊都キャンパスでの対面もしくはオンライン、どちらで開講されるのでしょうか？</p>	<p>講師の熱量に直接触れることができる対面開催が望ましいと考えていますが、必修科目であるため、オンラインとの併用で開催する予定です。講師の都合によっては、オンライン開催のみとなる場合もあります。</p>
3	<p>マスフォアの学生がK-BOOST採択となった場合、所属学府はどこになりますか？</p>	<p>直接、卓越大学院プログラム事務室に確認をお願いします。</p>
4	<p>プログラム生に採用となった場合、TA・RA、アルバイトは継続していいのでしょうか？</p>	<p>研究活動やキャリア開発・育成コンテンツへの取組に支障がないのであれば、継続しても問題ありません。TA・RA、アルバイト、非常勤、有償インターンシップ等の収入は、収入基準額には問われません。</p>
5	<p>一度プログラム生として採択されたら、標準修業年限の期間中は研究奨励費等が支給されるという理解でいいのでしょうか？</p>	<p>プログラム生として適切に研究活動等を進められているかを、毎年度、継続審査を実施し、確認します。この継続審査において研究活動等の状況が著しく不振であるなどの理由により支援を継続すべきでない判断された</p>

		場合は、途中で支援が打ち切られる可能性があります。
6	現在 M2 で日本学生支援機構奨学金第 1 種奨学金を貸与中です。 奨学金返還免除申請を希望しているのですが、K-BOOST に採択された時点で現在の奨学金 1 種の返還免除申請は対象外となりますか？博士後期課程進学後の返還免除申請は対象外になる事は承知しています。	修士課程での返還免除申請は可能です。提出は、部局学生係もしくはキャリア奨学支援課奨学金係の指示に従ってください。
7	休学した場合でもプログラム生としての経済支援を継続して受けることができますか？	休学する場合、休学期間中の支援を停止しますが、休学期間終了後は支援を再開します。休学の理由・期間等によっては、JST との協議が必要となることもありますので、該当する方は個別にご相談ください。
8	プログラム生として採択された後に退学することになった場合、研究奨励費等を返還する必要がありますか？	原則として返還は不要です。ただし、研究奨励費等を不正に受給していたことにより退学処分となるような場合には、研究奨励費等の全部または一部の返還を求めることがあります。
9	退学・辞退などでプログラムを修了しなかった場合も、10 年間の追跡調査の対象となりますか？	はい、対象となります。

【参考】

JST 次世代AI人材育成プログラム(BOOST)公募要領

<https://www.jst.go.jp/jisedai/boost-s/dl/application-guideline-2024BOOST-S.pdf>

BOOST 公募要領FAQ

<https://www.jst.go.jp/jisedai/boost-s/dl/faq-2024BOOST-S.pdf>